

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和元年10月25日(金) 10時00分～10時15分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 吉野企画調査官、
関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループ チーフマネージャー 他1名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和元年10月17日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管の損傷について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

○これまでに、3台（A～C系）ある蒸気発生器（以下「SG」という。）で渦流探傷試験（以下「ECT」という。）により有意な信号指示が確認された伝熱管のうち、C-SGの3本について、小型カメラによる目視確認が終了。引き続き、異物の確認等を行うとともに、他の蒸気発生器の伝熱管についても調査を行う。

○また、C-SGの伝熱管X44、Y5に跡のようなものが確認できるが、ECTでは当該位置にて信号が確認されておらず、伝熱管の厚みに影響がないものとする。

(2) 原子力規制庁より、C-SGの伝熱管X44、Y5の跡のようなものに関し、ECTの検出限界を示すよう伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・ C-SG蒸気発生器 2次側内部点検結果